

入 会 規 約

一般社団法人 群馬県技術士会

1. 規則等の遵守

一般社団法人 群馬県技術士会（以下 当会）の定款，細則，規則等を遵守してください。

2. 組織運営の理解

当会の公告，連絡，事務業務，会員名簿管理は，当会のホームページ（以下 当会HP）及び当会からのメールで行い，無人事務所方式の自立・自律運営であることをご理解ください。

3. 会員の要件

当会の会員として次の4種類の区分で入会できます。ただし，法律上の社員となるのは正会員のみです。なお，勤務先住所及び居住地は会員の要件となっておりません。

- (1)正会員：技術士の資格を有し，当会の事業に賛同して入会した個人
- (2)準会員：技術士第二次試験を受験する資格を有し，当会の事業に賛同して入会した個人
- (3)特別会員：当会の事業に賛同し専門の技術を有する個人
- (4)賛助会員：当会の事業に賛同し，賛助金を納入する団体

4. 新入会

- ・入会申請は，当会HPの「入会ご案内（入会／変更申請フォーム）」から行ってください。
- ・理事会での入会承認後，入会許可ご連絡，会員ID，初年度会費請求書，会費等振込先口座番号が当会よりメールで通知されます。理事会にて承認された日が入会日となります。

5. 会費納入

- ・会費は期初振込制となっており，毎年5月の指定日までに，本年度1年分の会費を会費等振込先口座に自主的に払い込むものとします。
- ・指定日以降30日間に亘って払い込みがなされない場合は，個人宛メールで督促状を発行し，更に30日間払い込みが無い場合は，当会HPの「会員専用コーナー」へのアクセス停止や当会会員名称使用禁止等，会員資格を一時停止します。
- ・支払義務を2年以上履行しない場合は，自動的に会員資格を喪失します。
- ・いったん納入された会費は，どのような事情があっても返金されません。

6. 退会，休会，再入会

- ・退会は，理事会において別途定める「退会届」の提出で，任意にいつでも退会することができます。この場合，次項記載の「会員名簿基帳」を抹消処理します。
- ・当該会員死亡の場合は，情報入手次第，自動的に会員資格を喪失します。この場合，次項記載の「会員名簿基帳」を抹消処理します。
- ・休会は，5. 項の会員資格の一時停止と同等の扱いとします。

- ・会員資格の一時停止者または休会者が、1年以内に会員資格の回復または再入会しようとする場合、未納分の会費を一括支払います。
- ・会員資格の一時停止期間または休会期間が1年を超える者が、会員資格の回復または再入会しようとする場合、4.項の新入会の手続きを行いません。
- ・退会者が再入会しようとする場合は、4.項の新入会の手続きを行いません。

7. 会員名簿管理

- ・「入会ご案内（入会申請フォーム）」に入会申請者が記載した情報に基づいて、当会は、「会員名簿基帳」を作成します。
- ・会員が名簿掲載可とした情報については、適切な方法により会員ページ等で会員に開示します。
- ・「会員名簿基帳」記載内容が変更になった際には、入会案内から「入会／変更申請フォーム」により提出して下さい。
- ・連絡先が2年以上不明の場合は、自動的に会員資格を喪失します。

8. 入会後の当会における活動について

- ・当会は活動の「仕組み」と「場」を提供しています。従って会員自身による自立・自律活動が原則となります。
- ・先ず当会HPの「法人案内」の記載内容をよく理解してください。

以 上